

奈良・人と自然の会 会則

(名称) 第 1 条

この会の名称は、「奈良・人と自然の会」とする。以下「本会」という。

(事務所) 第 2 条

本会の事務所は、会長宅とする。

(目的) 第 3 条

本会は、奈良の歴史的風土と自然環境の保全活動を行うとともに、自然環境教育の実践を通じて会員間の親睦と地域社会に貢献することを目的とする。

(活動) 第 4 条

本会の目的のために次の活動を行う。

- (1) ならやま里山整備事業
- (2) 情報発信、自然学習等の社会貢献活動
- (3) 講演会、研修会、観察会、クラブ活動
- (4) 安全・救急・衛生等の講習会
- (5) 調査、研究及び提言
- (6) 会報誌、ホームページ等の広報活動

2. 前項の活動を行なうにあたっては安全確保を最優先とする。

(会員) 第 5 条

本会の会員は本会の目的に賛同して入会した個人とする。

2. 入会を希望するものは、所定の手続きを経て会長の承認を得なければならない。

3. 本会を利用しての宗教活動、政治活動、署名活動、および営利目的の勧誘等をしてはならない。

(賛助会員) 第 6 条

本会の趣旨に賛同し本会の活動に協力する個人および団体を、幹事会の同意を得て賛助会員とすることができる。

(会員資格) 第 7 条

会員が次の何れかにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 個人会員においては本人が死亡したとき、また、団体賛助会員においては団体が消滅したとき。
- (3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 会則に違反し、本会の目的に反する行為により除名されたとき。

(役員) 第 8 条

本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 10名以上 20名まで
幹事は会の運営および活動の推進を図る。
- (2) 監査役 1名以上 2名まで
監査役は会計を監査する。

2. 役員は総会において選出する。

3. 監査役は幹事を兼ねることができない。

4. 監査役は職務遂行上必要あるときは、幹事会に出席することができる。

(任期) 第 9 条

役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 役員補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役職) 第 10 条

本会に次の役職者を置く。

- 会長、副会長(若干名)、会計(若干名)
- (1) 会長：本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計：本会の金銭出納を統括し、収支予算、収支報告書を作成する。

2. 会長は幹事の互選により選出する。
3. 副会長、会計は会長が指名する。

(顧問または参与)

- 第 11 条 本会に顧問および参与を置くことができる。
- (1) 顧問および参与は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - (2) 顧問および参与は、会長の諮問に応じるとともに、幹事会に出席し意見を述べる
ことができる。
 - (3) 顧問および参与は、幹事を兼ねることができない。

(総会)

- 第 12 条 総会は次のいずれかにより開催する。
- (1) 幹事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の 5 分の 1 以上からの請求があったとき。
 - (3) 監査役から招集があったとき。
2. 毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 年度活動報告および決算の承認
 - (2) 年度活動計画および予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他、本会の運営に関する重要事項
 3. 総会は、委任状の提出者を含めて会員総数の過半数の出席がなければ開催できない。
 4. 総会の議事は、出席した会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。議長は会員として議決に参加することはできない。
 5. 総会の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

(幹事会)

- 第 13 条 幹事会は幹事をもって構成し、次の事項を議決する。
- (1) 本会の円滑な活動のための組織体制とその改廃。
 - (2) その他、本会の活動に関する重要な事項。
2. 幹事会は会長が招集する。
 3. 幹事会の議事は、幹事総数の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 4. 幹事会の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。
 5. 幹事会の円滑な運営を図るために、委員会を設けることができる。
 6. 委員会の議事については、議事録を作成し、幹事会に報告しなければならない。

(事業年度)

- 第 14 条 本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(付 則)

本会の会費は、年間 3,000 円とし、年度の 6 ヶ月以上経過後の新入会者の会費は 1,800 円とする。家族会員の会費は入会時期を問わず通年 1,000 円とする。
ただし、会費の中には保険料を含む。

2001 年 9 月 24 日制定、2002 年 5 月 12 日改定、2003 年 5 月 11 日改定、
2004 年 5 月 23 日改定、2005 年 5 月 21 日改定、2008 年 5 月 25 日改定、
2009 年 5 月 24 日改定、2010 年 5 月 15 日改定、2012 年 5 月 12 日改定、
2013 年 5 月 11 日改定、2014 年 5 月 17 日改定、2016 年 5 月 21 日改定、
2017 年 5 月 20 日改定 2020 年 5 月 16 日改定